

建築確認申請に関わる皆様へ

ビル防火戸の通則的運用の停止に伴う建築確認申請の扱いについて

2019年4月1日

平成30年4月1日付で弊協会が所管するビル防火戸の通則的運用を平成31年3月31日にて停止する旨のご案内を致しました。

この通則的運用の停止は、通則的認定に基づく出荷から個別認定に基づく出荷へと切り替えをするものであり、通則的認定の取消しや失効を意味するものではありません。従いまして、これまで通則的認定に基づき出荷された製品、及び、今後4月以降も含め通則的認定に基づき出荷される製品<sup>注</sup>に関しては、建築確認等において、従来どおり、建築基準法に基づく防火設備として扱われるものと考えております。

注:平成31年3月31日までに通則的運用に基づく認定品にてご契約いただいた物件については、4月以降も通則的運用に基づく認定品をご使用いただけます。

当協会としましては、必要に応じ、お客様及び関係の皆様に対し、今般の通則的認定の取扱いについて丁寧に説明してまいりますので、ご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

以上

**【連絡先】**

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会  
事務局 TEL 03-6459-0730